住まいの健康

この人と30分
ぶらり訪問⑲

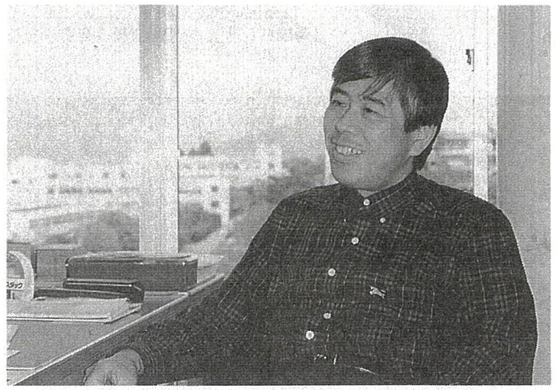

■プロフィール

昭和14年熊本市生まれ。39年東京大学林産学科卒業、同年北海道立林産試験場に赴任、54年静岡大学農学部助教授、平成２年教授に。好きなことは、ジョギングなど身体を動かすことと飲むこと。最近読んだ本は、ＶＧカーター著「土と文明」（家の光協会）。血液型Ａ。

■シックハウス症候群とは…

気密性の高い住宅内の空気汚染で起きる頭痛、目の痛み、のどや皮膚の乾燥、アトピー性皮膚炎など多様な健康障害の総称。家屋を新・改築した直後にこうした症状に見舞われるケースが多く、壁紙の接着剤やフローリング床のワックス、合板などの建築資材に含まれる揮発性の高い有機化合物（ＶＯＣ）が主な原因とされる。

昨年七月初旬、建設、通産、厚生の三省と林野庁、関係団体、学識経験者等の官民合同による「健康住宅研究会」（委員長・今泉勝吉工学院大学名誉教授）が発足しました。本紙では、同研究会委員で木質建材分科会主査でもある吉田弥明先生に会発足十ヵ月後の状況をお話し願いました。

PL法施行を契機に

Q、委員会発足の背景は何ですか？

最近のマスコミ報道でお気付きのとおり、室内空気汚染と健康被害の関わりが「シックハウス症候群」として社会問題化しています。特に、一昨年七月のＰＬ法施行を契機として欠陥住宅に関する一般消費者の意識が高まり、これへの対策を求める声が大きくなっています。

Q、委員会はどんな体制ですか？

当委員会は、学識経験者、関係業界団体ならびに行政機関等の委員五二名で構成されています。本委員会のもとに幹事会があり、内装材等分科会、木質建材分科会、設計・施工分科会の三分科会が実務を担当します。

Q、具体的には何をするのでしょうか？

建築物、住宅の内部で合板、建材等の内装材料や家具などから放散されるホルムアルデヒドなどの揮発性有機化合物（ＶＯＣ）の放散メカニズムと気中濃度との関係を明らかにし、健康を損わない居住空間をつくるためのきめ細かい対応策を考えようということです。

既に一般紙でも報道されているように、内装材等分科会では、東京都八王子市の住宅都市整備公団の空き室を使い、実大住宅レベルの実験を行い、ＶＯＣ、ホルムアルデヒド等の放散特性等基礎データの収集に入っていますが、なかなか難しい面があるようです。

私どもの木質建材分科会では、材料のホルムアルデヒド放散量、使用量、換気率等がわかれば、室内気中濃度が推定できるような実験式を提案しようと、モデルハウスを作り、（財）日本住宅・木材技術センターを中心に各業界の方々の協力で実験に取りかかる予定です。

優先取り組みは六物質

Q、重点的な取り組み事項は何ですか？

当委員会では、ごく一般的に使用されている住宅建材等からの放散によって人体に影響をおよぼす可能性が高い①ホルムアルデヒド、②トルエン、③キシレン、④木材保存剤、⑤可塑剤、⑥白蟻駆除剤の六つを優先的に取り組もうと選定し、基礎データを早急に整備し、ユーザーが安全な材料を選択できるようにと考えています。

このうち、トルエンとキシレンはすぐに気化するので問題は少ないのですが、ホルム

室内汚染と

静岡大学農学部教授
「健康住宅研究会」委員・木質建材分科会主査
吉田弥明氏

アルデヒドと木材保存剤、白蟻駆除剤が問題となります。

木材保存剤については、成分自体ほとんど気化しないので、溶剤が問題となるでしょう。また白蟻駆除剤は保存剤に近い形で使用されるものと土壌処理を行うものとがあります。前者は保存剤と同じように考えれば良いのですが、後者は木材というより施工の問題になってきます。

海外でも規制強化の方向へ

Q、海外ではどのような規制を行っているのですか？

昨年六月時点でのホルムアルデヒドやＶＯＣ等に関する諸外国の考え方は、①ドイツ、スウェーデン、デンマークのように国の政令等で当該物質の「規制」を行っている。②オーストラリア、オーストリア、フィンランド、イギリスのように、国家レベルの規制はないが連邦審議会等の「指導基準」による。③現時点では特に規制、ガイドライン等の基準整備をしていない。

の三つに大別されます。今後の対策については、各国で研究や検討が進められ、規制強化に向かっています。

しかし、個別物質と人体反応について人間の個体差をどう捉えるかが大きな問題となっています。

ガイドラインとユーザーマニュアルに集約

Q、ところで委員会名にある「健康住宅」って何ですか？

よく聞かれるので困っています。健康住宅というのは、健康に良い住宅ではなく、「健康に害をおよぼさない住宅」と理解して下さい。ホルムアルデヒドがおよぼす健康被害については、数多くの症例が報告されてはいますが、医学的、体系的にきちんと証明されたものがありません。また前述したように、何でもない人と敏感な人とがあり、これが因果関係の解明を余計難しいものにしています。

これらを踏まえ、本委員会では誤解を生じさせる恐れのある「健康住宅」の定義はせず、課題とする住宅の考え方とその条件を示すに止めています。

Q、最終的にはどのような取りまとめになるのでしょうか？

平成九年度末までには、①化学物質による継続的な健康への影響を低減する住宅を設計・施工するための基本的な考え方、この実現へ向けての設計・施工の対策等を盛り込んだ「設計・施工ガイドライン」、②化学物質に関する基礎知識、ホルムアルデヒド等低減のためのポイントを取りまとめた「ユーザーマニュアル」に集約する予定です。

プロとしてデータを開示して

Q、最後に木材業界に向けてひとこと

「住まいの健康」と言う場合、人間に対するものと住宅自体の構造体の健全さに関する両面があります。

いま住宅の耐久性を考えた時、床下を風が通る昔風の建て方ならば腐りにくいのですが、今の住宅では木材保存剤に頼らないと耐久性を担保できません。さまざまな立地条件、建築条件の中で「保存剤は使うな、耐久性は必要だ」となれば、条件は非常に制限されてきます。

専門家として持っているデータをオープンにし、どれを選択するのかきちんとユーザーと話し合うことが必要でしょうね。また内装に関していえば、無垢の天然素材で作った住宅は、大きな差別化の材料となるでしょうね。

いずれにしても、建築資材を取り扱うプロとして、研究会の成果に注目をしてほしいと思います。

（文責　編集室）